

令和3年3月29日

伊賀鉄道株式会社
伊賀市障がい福祉課
交通政策課

伊賀線を利用する障がい者のお客様の運賃割引制度を拡充します

伊賀鉄道と伊賀市は、公共交通充実の観点から、令和3年4月1日より、伊賀線を利用される障がい者のお客様に対する運賃割引制度を拡充することといたしました。

詳細は下記のとおりです。

記

1. 精神障がい者のお客様への割引を実施

伊賀線ではこれまで、身体障がい者および知的障がい者のお客様に対して、普通旅客運賃・定期旅客運賃および回数旅客運賃を50%引としていました（ただし小児定期旅客運賃は割り引きません）。

今回、精神障がい者のお客様に対しても同様の割引を実施いたします。

2. 障がい者のお客様が単独で乗車される場合にも割引を実施

伊賀線ではこれまで、身体障がい者および知的障がい者のお客様が介護者と一緒に乗車される場合、お客様と介護者の両方に対して普通旅客運賃・回数旅客運賃を50%引としていました。

今回、障がい者（精神障がい者を含みます）のお客様が単独で乗車される場合にも同様の割引を実施いたします。

3. 実施日

令和3年4月1日

4. その他

今回の障がい者割引制度の拡充につきましては、平成30年6月に伊賀市議会で請願が採択され、伊賀市と伊賀鉄道で協議した結果、伊賀市が実施する重度障がい者への交通費助成制度（タクシー等乗車券、自動車燃料券、原動機付自転車燃料券）において平成31年4月から伊賀鉄道乗車券が追加されました。

その後も協議を重ねた結果、今回の拡充を実施することとなったものです。

なお、伊賀線の障がい者割引制度の詳細な変更点につきましては、別紙をご参照ください。

(別紙)

伊賀線における障がい者割引制度の変更点

お客様が所持する障害者手帳の区分

| | |
|--------------------|-----------------|
| 身体障害者手帳 | 第1種・第2種 |
| 療育手帳 | 第1種(A)・第2種(B) |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級・2級・3級 |

追加

| 種別 | | 乗車券 | 新【変更後】 割引内容 | 割引率 | 旧【変更前】 割引内容 | 割引率 |
|------------------------------|-------|-----|--|-----------|--|-----|
| 第1種 第1種(A) 1級 | 単独 | 普通 | ○ | 5割 | × | × |
| | | 回数 | ○ | 5割 | × | × |
| | | 定期 | × | × | × | × |
| | 介護者つき | 普通 | ○ | 5割 | ○ | 5割 |
| | | 回数 | ○ | 5割 | ○ | 5割 |
| | | 定期 | ○ (注) 1. 主となる割引対象者が小児の場合には介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を発売する | 5割 | ○ (注) 1. 主となる割引対象者が小児の場合には介護者のみ 2. 介護者に対して通勤定期乗車券を発売する | 5割 |
| 第2種 第2種(B) 2・3級 | 単独 | 普通 | ○ | 5割 | × | × |
| | | 回数 | ○ | 5割 | × | × |
| | | 定期 | × | × | × | × |
| | 介護者つき | 普通 | ○ (介護者 ×) | 5割 | × | × |
| | | 回数 | ○ (介護者 ×) | 5割 | × | × |
| | | 定期 | 介護者のみ (主となる割引対象者が小児(12才未満)の場合に限り発売) | 5割 | 介護者のみ (主となる割引対象者が小児(12才未満)の場合に限り発売) | 5割 |